

受講約款

特定商取引に関する法律による契約締結時の交付書面とは、受講申込書及び本受講約款を指します。

第1条 契約の成立

1. 受講生は、本受講約款及びその他当社が定める規約等を承諾の上、NCJ株式会社（以下「当社」といいます。）に対して「虎視眈々 スピーキングパッケージプラン」（以下「本サービス」といいます。）の申込みを行うものとします。
2. 受講生が未成年者である場合は、親権者その他法定代理人の同意を得た上で、本契約を締結するものとします。

第2条 役務提供の種類・方法

当社は、受講生に対し、オンラインにてグループコーチング、学習サポートその他本サービスに付随する役務を提供します。

第3条 受講契約期間

本サービスの契約期間は、契約締結時に取り決めた期間、または受講申込書に記載された終了予定日までの期間とします。

第4条 金銭の支払時期及びその方法

受講生は、原則として当社が別途指定する期日までに、当社指定口座への銀行振込により受講料を支払うものとします。

第5条 契約の解除・クーリングオフ

クーリングオフのお知らせ

1. 受講申込書を受領した日を含む 8 日間は、書面により無条件に役務提供契約の解除（受講期間が 2 か月を超え、かつ契約総額が 5 万円を超える場合に限り）を行うことができます（以下「クーリングオフ」といいます）。ただし、受講生が、当社が特定商取引に関する法律第 44 条第 1 項の規定に違反してクーリングオフに関する事項につき不実のことを告げたことにより誤認し、または当社が同条第 3 項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これによってクーリングオフを行わなかった場合には、同法第 48 条第 1 項の書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでは、書面によりクーリングオフを行うことができます。
2. クーリングオフの効力は、受講生が契約解除の通知を発信した時点から生じます。
3. 上記の場合、受講生は損害賠償または違約金を支払う必要はありません。既に支払済みの金額がある場合には、当社は速やかにその全額を返還します。

第6条 中途解約

1. 受講申込書を受領した日から 9 日目以降の契約解除は、理由の如何を問わず、特定商取引に関する法律に従い、以下の規定により将来に向かって契約解除を行うものとします（受講期間が 2 か月以下、またはお支払総額が 50,000 円以下のコースを除きます。）。

A. 解約は、契約期間内に書面または電磁的方法（電子メール等）により申し出るものとし、当社がその書面等を受理した日を解約日とします。受講生が未成年者である場合には、その法定代理人が申し出るものとします。

B. 解約に伴う費用及び返金額は以下のとおりとします。

- a. サービス提供開始前の契約解除については、「契約の締結及び履行のために通常要する費用」として、契約登録料 15,000 円をお支払いいただきます。既にお支払済みの金額がある場合には、当該契約登録料を差し引いた金額を返還します。なお、お支払済み金額が契約登録料に満たない場合は、その差額を申し受けます。

- b. サービス提供開始後の契約解除については、お支払総額から、以下①及び②を差し引いた金額を返還します。

①提供済みサービスの対価に相当する額

②解約によって生じる損害金（解約料）として、お支払総額から①を控除した残額の 20%に相当する額。ただし、その額が 50,000 円を超える場合は 50,000 円を上限とします。

- c. b 項の①及び②の合計額が、お支払総額を超える場合は、その差額をお支払いいただきます。

- d. 本サービス利用開始とは、初回レベルチェック、カウンセリング、グループコーチングその他当社による何らかのサービス提供が開始された時点を指します。

2. 返金が発生する場合、当社は返金額を受講生に書面等で通知した上で、毎月 20 日締め翌々月末日までに、受講生指定の金融機関口座へ振込む方法により返還します。なお、振込手数料は受講生負担とします。

第7条 特定商取引に関する法律の対象とならない契約の解除

受講期間が 2 か月以下、またはお支払総額が 50,000 円以下のコースの契約解除については、本サービス利用開始前後を問わず契約登録料 15,000 円をお支払いいただきます。

また、本サービス利用開始後の契約解除については、契約登録料に加えて、提供済みサービスの対価及び解約料（残額の 20%）をお支払いいただきます。ただし、その合計額は契約総額を上限とします。

第8条 前受け金の保全

なし

第9条 その他取り決め事項

1. 当社が提供するオンラインサービス、グループコーチングその他関連サービスにおいて、他の受講生、講師、コーチまたはスタッフに対する迷惑行為、社会的モラルに反する行為、その他当社が本サービス運営上不適切と判断する行為があった場合、当社は受講契約を解除することがあります。

その場合、契約登録料及び提供済みサービスの対価については返金せず、未提供分については第 6 条に準じて取り扱うものとします。

2. 本契約に定めのない事項については、民法その他の法令によるものとします。

3. オンラインサービス利用時の通信環境、機器設定その他受講生側の事情により生じた不具合について、当社は責任を負わないものとします。

4. 当社は、信頼できる講師、コーチ及びスタッフの選定に努めますが、受講生と講師、コーチまたは他の受講生との私的なトラブルについては責任を負いかねます。なお、本サービスに関する問題が生じた場合には、当社へ速やかにご相談ください。適切に対応いたします。

<事業者>

NCJ株式会社

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 7-10-6 西新宿小林ビル 7F

電話 03-3367-8123